公立鳥取環境大学地域イノベーション研究センター運営規程
平成２４年４月１日
鳥取環境大学規程第１１１号

 （趣旨）
第１条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第７条に定める地域イノベーション研究センター
（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

 （センターの目的）
第２条 センターは、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）における地域連携活動の拠
点とするとともに、地域のシンクタンクとして、調査・研究成果を広く社会に提供すること
で、発展性にとんだ鳥取県固有の豊かな地域の生活実現に寄与することを目的とする。

 （業務）
第３条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）本学における地域貢献に資する学術的・地域活動に関すること。
（２）地域のニーズに応じた地域連携事業に関すること。
（３）研究成果の蓄積及び発表に関すること。
（４）外部資金を活用した調査・研究の推進に関すること。
（５）その他センターの目的を達成するために必要な教育・研究活動に関すること。

 （組織）
第４条 センターに、センター長及び研究員を置く。
２ 前項に定める者のほか、副センター長及び事務職員を置くことができる。
３ 研究員は、本学の教員をもって充てる。
４ センターに、第１項に定める研究員のほか、客員研究員を置くことができる。
５ 客員研究員は、学長が委嘱する。
６ センターの事務は、センター及び研究交流推進課が行う。

 （運営委員会）
第５条 センターに地域イノベーション研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）
を置き、委員長はセンター長をもって充てる。
２ 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
（１）センター長
（２）副学長補佐（地域連携・国際交流担当）
（３）副センター長
（４）副理事長
（５）事務局長
（６）研究員のうち学長が指名する者
（７）その他学長が必要と認める者
３ 前項第７号の任期は２年とし、再任を妨げない。
４ 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５
 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

６
 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が委員の中から指名した者がその職務を代理
する。

７
 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

８
 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると
ころによる。

９
 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明及び意見
を聴くことができる。

１０
 運営委員会の事務は、研究交流推進課が行う。

 （審議事項）

第６条
 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）センターが行う第３条各号に掲げる業務に関する事項のうち重要なもの

（２）客員研究員候補者の推薦に関すること

（３）センターの運営に関する事項のうち学長から諮問された事項

（４）その他センターの運営に関し委員長が必要と認めた事項

 （委任）

第７条
 この規程
に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、センター長が
別に定める。

附

則

 この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附
 則（平成２５年規程第１９号）

 この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附
 則（平成２６年規程第３０号）

 この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附
 則（平成２７年規程第２５号）

 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附
 則（平成２７年規程第３１号）

 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附
 則（平成２７年規程第３２号）

 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附
 則（平成２７年規程第３６号）

 この規程は、平成２７年５月２０日から施行する。

附 則（平成２８年規程第５２号）
 この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年規程第１７号）
 この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年規程第２８号）
 この規程は、令和２年４月２８日から施行する。